

南和広域医療企業団
令和2年第2回総務委員会

開 催 日

令和2年10月30日

南和広域医療企業団議会 令和2年第2回総務委員会

目 次

○出席委員.....	1
○欠席委員.....	1
○傍聴者.....	1
○説明のため出席した者の職氏名.....	1
○職務のため出席した者の職氏名.....	2
○開会宣言.....	3
○会議録署名委員の指名.....	3
○委員会出席要請確認.....	3
○審議事項確認.....	3
○1. 付託議案について	
(1) 承第1号 南和広域医療企業団病院事業料金徴収条例の一部を 改正する条例の専決処分の報告及び承認について.....	4
(2) 認第1号 令和元年度南和広域医療企業団病院事業会計決算の 認定について.....	7
(3) 承第2号・承第3号・議第5号 令和元年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予 算について.....	14
①承第2号 令和2年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第1号）の 専決処分の報告及び承認について	
②承第3号 令和2年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第2号）の 専決処分の報告及び承認について	
③議第5号 令和2年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第3号）に ついて	
(4) 議第6号・議第7号・議第8号・議第9号・議第10号 条例改正に係る議案の審議について.....	19
①議第6号 南和広域医療企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正す	

る条例について

②議第7号	南和広域医療企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について	
③議第8号	南和広域医療企業団職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について	
④議第9号	南和広域医療企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	
⑤議第10号	南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	
(5) 報第1号	南和広域医療企業団病院事業会計資金不足比率の報告について.....	25
(6) 報第2号	専決処分の報告について(損害賠償額の決定).....	27
○2. 報告事項.....		28
(1)	令和2年度診療状況・収支状況・アクションプランについて.....	28
(2)	南和広域医療企業団中期計画の評価について.....	37
(3)	南和地域の在宅医療・訪問看護体制の強化について.....	39
(4)	市町村が実施する一次支援に対する医療面でのサポートについて.....	42
○3. その他.....		44
○審議終了.....		47
○継続審査申出.....		47
○委員長報告.....		48
○閉会宣言.....		48
○署名委員.....		49

南和広域医療企業団議会 令和2年第1回総務委員会会議録

令和2年10月30日（金）午後2時30分開会

午後4時22分閉会

出席委員（13名）

委員 秋本 登志嗣
委員 山本 隆敏
委員 松田 哲子
委員長 銭谷 春樹
委員 小西 規夫
委員 玉岡 紀生
委員 大丸 仁志

委員 山口 耕司
委員 北 マユ美
委員 脇坂 博
委員 別所 誠司
委員 和田 晃裕
委員 松本 博行

欠席議員（0名）

傍聴者（8名）

説明のため出席した者の職氏名

企業長	中川 幸士	副企業長	藤井 純一
副企業長	松本 昌美	事務局次長	森本 哲二
財務用度課	小泉 辰男	人事課長	森田 英之
医事課長	和田 光司	経営管理課長	大西 和徳

（吉野病院）

事務長 大谷 保

（五條病院）

事務長 佐々岡 正

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	鶴西弘孝	書	記	安満英之	
書	記	永吉雅一	書	記	今北智之
書	記	内田恭介			

◎開会宣言

○銭谷委員長

ただいまから、総務委員会を開会します。

本日の出席委員は13名ですので、委員会条例第11条の規定による定足数を満たしており、会議が成立していることを御報告いたします。

本日の委員会は、委員会条例第15条の規定により公開としていますので、傍聴を許可することで御了解願います。

なお、本日の委員会における質疑及び答弁は、全て着座のまま行っていただきますようお願いいたします。

◎会議録署名委員の指名

○銭谷委員長

次に、会議録署名委員を指名いたします。私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

それでは、私から署名委員を指名いたします。

脇坂委員、別所委員を署名委員に指名いたします。

◎委員会出席要請確認

○銭谷委員長

次に、説明のため当委員会に出席を求めました文書の写しをお手元に配付しておりますので、御了承願います。

◎審議事項確認

○銭谷委員長

さて、当委員会につきましては、本会議より付託を受けました議案等について審議を行

います。

委員会の進行につきましては、次第に基づき、1. 付託議案について、2. 報告事項について、3. その他の順に理事者側から説明及び報告を求め、審議を行います。

◎ 1. 付託議案について

(1) 承第1号 南和広域医療企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認について

○ 銭谷委員長

初めに、1. 付託議案について、審議を進めます。

承第1号「南和広域医療企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認について」、理事者の説明を求めます。

藤井副企業長。

○ 藤井副企業長

では、着座のまま失礼いたします。

それでは、承第1号「南和広域医療企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認について」、御説明をいたします。

資料はA3判横、令和2年第2回定例会議案説明資料、ピンクの表紙のほうでございます。議案説明資料のほうをお願いします。

その資料の1ページ、議案資料1をお願いいたします。

南和広域医療企業団病院事業料金徴収条例につきまして、令和2年4月1日の診療報酬改定により、10月1日に公布施行する必要があるため、専決処分し、所要の改正を行ったものでございます。地方自治法の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正の内容は、令和2年度の診療報酬改定により、200床以上の地域医療支援病院に対しまして、紹介状なしに受診した初診患者等に厚生労働大臣が定める金額以上の金額の支払いを求めることが義務づけられたことから、条例第2条関係の別表に定めます他の病院または診療所からの文書による紹介のない患者に対する加算料を初診料算定1回につき5,000円に改定し、また、他の病院または診療所に対し、文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず受診した患者に対する加算料としまして、再診料算定1回につき2,500円を付け加えたもので、施行日は令和2年10月1日でございます。

なお、市町村の事前の広報の御協力と、患者への事前の丁寧な説明に努めておりまして、改正について大きな混乱や苦情は起こっておりません。

説明は以上でございます。

○銭谷委員長

理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

承第1号に関して、質疑のある委員は挙手をお願いします。

北委員。

○北委員

この専決処分、選定療養費に関しましては、お忙しい中、企業長、副企業長がアウトリーチをしていただき、御説明をしていただきました。

今般、この専決処分は診療報酬の改定によるものですので、それに準じて5,000円というこの金額になってくださっております。このことに関しましては、診療報酬の改定によつてのことですし、また今、御説明を頂きましたが、はびねす、また窓口、市町村の広報等で丁寧に御周知をしてくださっているということも聞かせていただき、お伺いをさせていただこうと思っておりましたが、大きな混乱もないということですので、本当によかったなと思っております。

今回、この選定療養費に関しましては、大淀町に特化した言い方になって申し訳ございませんが、ちょうど平成28年の開院の前に文化会館に説明会を執っていただきまして、当時1,100円という形での住民の皆様へ御周知をさせていただいた、また質問も頂いた、その経緯がございます。そこで、今回のような専決処分という形で、これは承認は大事なものでありますが、今回、選定療養費のこの決定とともに、当時アウトリーチでお聞きしたときには、大変な御苦勞を頂き、お知恵を出していただきまして、例えば脳神経内科、小児科、精神科、ほかもたくさんありますけれども、その皆様からは負担がないというような説明も頂いたわけでございます。

そこで、この組合議会の定例議会は、年2回ということではありますが、今後において、同時に説明を受け、そして同時に様々な確認もさせていただき、スタートを細やかにさせていただくという部分では、コロナの中で今、各自治体は様々な臨時議会という形で取らせていただいております。また、重要な案件についても、そのような流れになっております。今後の課題、協議・検討になるかと思いますが、できればこのような重大な、診療報

酬改定ではあるけれども、もし同時に理解をし、同時に質疑をし、本当に住民の皆様と同時に御周知が流せるという視点では、今後様々な議論の中で臨時議会の開会というのは重要ではないのかなと思っている次第でございます。

前置きが長くなりましたけれども、1点、お聞きいたします。

これに伴い、他の診療科についての配慮もしていただいておりますが、窓口、また電話等々で混乱がないというようなことでございますけれども、例えば、総合窓口に来られた方、電話の問合せ、例えば各自治体で様々な質問があった場合には、やはり自治体での説明というのも大事になってくるかと思っておりますけれども、南奈良総合医療センターの中でやはり質問であったりとか、確認であったりとか、そういうのはもう通常どおりお電話で、窓口での質問で、回答いただくという、説明も頂くということによろしいのでしょうか。

○銭谷委員長

中川企業長。

○中川企業長

ありがとうございます。

先ほど少し触れさせていただきましたように、10月1日からスタートさせていただいているんですけれども、事前に各市町村のほうでも広報していただいたり、我々も8月から事前に説明、来られた方に、特に対象となる診療科の方には事前に御説明させていただいて、あるいは今おっしゃっていただきました総合窓口、あるいは受付のところで診察前に制度の説明をさせていただくということで、私のところに聞いている範囲では、特に苦情といいますか、それらしい話はまずなかったと。ただ、ああそうですかということで、考え直そうかなというような件が二、三あったとはお聞きしています。ですので、これからも来られる方については、来られてすぐに御説明させていただき、まだ始まって一月弱ですので、少なくとも再審の方が来られるのにまず3カ月ぐらい見ますので、少なくとも年末ぐらいまで、もちろんそれを過ぎても初めての方いらっしゃいますので、丁寧に説明させていただきたいと思っております。

○銭谷委員長

よろしいですか。

○北委員

はい。

○銭谷委員長

ほかに質疑のある委員、いませんか。

ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

お諮りいたします。

承第1号について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

承第1号については、原案どおり承認することに決しました。

(2) 認第1号 令和元年度南和広域医療企業団病院事業会計決算の認定について

○銭谷委員長

次に、決算認定議案の審議を行います。

認第1号「令和元年度南和広域医療企業団病院事業会計決算の認定について」、理事者の説明を求めます。

藤井副企業長。

○藤井副企業長

それでは、認第1号「令和元年度南和広域医療企業団病院事業会計決算の認定について」、御説明を申し上げます。

同じ資料でございます。ちょっと飛びまして、議案説明資料の4ページ、議案資料の4をお願いします。

まず、資料の上段、病院事業収益費用でございます。

収益ですが、第1款病院事業収益は、予算合計102億1,789万円に対しまして、決算額は100億7,451万8,003円ございました。第1項医療収益から第4項特別利益までの内訳は、資料記載のとおりでございます。また、備考欄にセグメント別の収益といたしまして、病院ごとの内訳を記載しておりますので御参照ください。

続きまして、次の段、費用でございますが、第1款病院事業費用は、予算合計102億7,609万1,000円に対しまして、決算額は100億3,395万5,058円ございました。第1項医療費用から第5項予備費までの内訳は、資料記載のとおりござ

います。また、備考欄にセグメント別の費用を記載しておりますので御参照をお願いいたします。

以上、病院事業収益から病院事業費用を差し引きいたしました決算額は、4,056万2,945円の黒字決算となっております。なお、前年度繰越欠損金が11億1,139万4,686円でございますので、当年度繰越欠損金は10億7,083万1,741円となり、当年度未処理欠損金といたしまして翌年度へ繰り越す欠損金処理案といたしたいと考えております。

次に、資料の下段、資本的収入及び支出でございます。

まず収入、第1款資本的収入につきましては、予算合計6億1,226万8,000円に対しまして、決算額は6億1,226万8,995円でございます、全額負担金でございます。

支出につきましては、第1款資本的支出は、予算合計8億1,682万4,000円に対しまして、決算額は7億8,748万3,326円でございます。第1項建設改良費から第3項県借入金返還金までの内訳は、資料記載のとおりでございます。

以上、資本的収入額から資本的支出額を差し引きいたしました総額1億7,521万4,331円は、損益勘定留保資金1億7,511万4,331円で補填することといたします。なお、収入及び支出の備考欄にセグメント別の収支を記載しておりますので御参照ください。

同じ資料の右上の黄色い部分、二重線で囲っております、県からの借入金返還後のキャッシュフローをごらんください。

令和元年度企業団決算は、4,056万2,945円の黒字決算となったところですが、現金の収入・支出を含まない科目を除いたキャッシュベースで計算したものでございます。

当年度純利益から現金を伴わない収入の長期前受金戻入益、また、現金を伴わない費用の減価償却費、長期前払消費税償却費、特別損失を差し引きいたしますと、F欄のとおり、2億5,544万2,810円となりまして、さらに県への借入金の返還金を差し引きいたしました県借入金返還後は、Hのとおり2億167万610円となりまして、キャッシュフローといたしましても黒字となっております。

以下、次のページ、資料5ページは、令和元年度決算と平成30年度決算の比較、並びに令和2年度予算の比較、さらに次のページ、資料6ページは、各経営指標の比較でございますので、御参照いただきますようお願いいたします。

なお、別資料A 4判縦の令和2年第2回定例会提出議案に、41ページ以下に決算書、及び決算説明資料を、また70ページ以下に決算審査に係る監査委員の意見書を添付しておりますので御参照をお願いいたします。

令和元年度決算の説明は以上でございます。

○銭谷委員長

御苦労さんです。理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

認第1号に関して、質疑のある委員は挙手をお願いします。

山口委員。

○山口委員

予算のときに決まっておった話でございますけれども、負担金、各市町村の負担割、負担金額を、負担割合を教えてくださいませんか。

○銭谷委員長

中川企業長。

○中川企業長

今、御質問いただいていますのは、トータルで1億円頂いている内訳という、の考え方ということよろしいでしょうか。

○山口委員

1市3町8村がいわゆる負担金を出しておりますので、その負担金額と、そして負担割合。1億ではなかったと思います。

○中川企業長

それを含めて、元年度決算としての実績というところでよろしいでしょうか。

○銭谷委員長

山口委員。

○山口委員

予算のときに承認しておるかと思うんです。それでその中でこの資本的収入の部分で第1項負担金というのがございます。これじゃないですか、各自治体からの負担金というのは。その負担金の市町村別の負担金とその割合を、再度教えていただきたい。

○銭谷委員長

中川企業長。

○中川企業長

ちょっと今手元にございませんで、また後で御報告させていただきます。

○銭谷委員長

よろしいですか。

○山口委員

はい。

○銭谷委員長

ほかにありませんか。

北委員。

○北委員

恐れ入ります。病院事業の収益におきまして、1億4,337万1,997円、不用額におきまして2億4,021万幾分ございませんで、これはコロナ禍の影響によりまして、やはり2月、3月という相当分、毎年、病院が開業されまして、28年度から毎回の大体の月数、年間を通じての収益がございませんで、やはり今回のコロナ禍により大変な影響を受けたと思ひます。その分の中では例年と比べまして、この増減額、また不用額に對しましては、この病院事業の収益の1億4,033万という部分が、すみませんで、ここの不用額にマッチしているかと思ひんせんで、このコロナの関連により相当額のこの増減額、不用額であると理解をさせていただきますよろしいんせんでしょうか。

○銭谷委員長

藤井副企業長。

○藤井副企業長

不用額といひませんで、予算の差でございませんで、元年度につきましてはまだコロナの影響といひのは出ておりませんでして、もちろん、今年度は状況説明いたひませんで、そこで影響出ております。

この分につきましては、コロナの影響といひませんで、収入の見込みまでは達してないといひのことです、結果的には。ただ、費用もその分、使っておりませんで、収支的には改善しているといひのことかと思ひます。

○銭谷委員長

北委員。

○北委員

コロナが2月、3月、特に3月に入ってからということでございますし、決算ということの中では一つの区切りだと思っておりました。そういう部分では1カ月、例え半月でも大きな影響が出たのかなとそういうふうに理解を間違っしてしまっておりました。

そういうことであるならば、今回は見込額がやはり思っていたよりも少なかった、それに伴い、不用額が出た。でもその状況下の中で今回黒字決算ということでもありますので、大変な状況下の中で一丸となって頑張ってくくださった、大変、黒字のこの結果ということに対しては評価をさせていただきたいと思えます。

そこで、もう1点、聞かせていただきたいんですが、これは先日頂いた資料の中の、この決算ということの中の視点におきまして、47ページの令和元年度南和広域医療企業団病院事業貸借対照表、資産の部というのがございますけれども、決算という視点で、この分、少しお伺いしたいと思っております。

この47ページのところに、未収金が上がっております。ここは本当に28年にスタートしていただきまして、病院経営、本当に御尽力いただいております。また、患者様、特に救急搬送される方、様々な困難な状況を抱えつつ搬送され、治療をしていただき、治癒されて退院されるということがあろうかと思えます。そこで、この貸借対照表の中には、元年度として未収金が12億以上の金額が上がっておりますが、例えば、平成28年度から開業してござっておりますが、私たち議員に対して、次年度ごとの未収金の一覧表とございますか、そういう部分の資料というのを求めたいと思えますが、議長、いかがでしょうか。

○銭谷委員長

中川企業長。

○中川企業長

先ほどの資料と併せて、後でお配りさせていただきます。

○銭谷委員長

北委員。

○北委員

後で頂けるということですので、そうしますと、例えば平成28年度から病院が開業いたしましたので、令和3年度時効という形で表記するべきではないかと思えますが、中にはやはり5年という歳月もなってきます。もちろん、病院側として、様々な事情のある患者様に向き合って、寄り添って、そしてまた話し合っって事を進めていただいているかと思

います。そういう部分の中では、未収金の回収方法として、具体的にどのように対応なさっているのか、答弁を求めます。

○銭谷委員長

藤井副企業長。

○藤井副企業長

未収金の状況でございますが、まずこちらの貸借対照表に出ております未収金は、いわゆる患者様からの未収と、それから基金等から一月遅れて入る分がありますので、その額が丸々いわゆる未収になったものではないというのを御理解いただきたいと思います。

細かい数字の資料をお配りいたしますけれども、まず、概略だけ申しますと、令和2年度の8月現在で未収金が約1,260万円ぐらいになっております。収納率でいきますと、84.6%程度の収納率になっております。

年度ごとに見ていきますと、平成28年度分、開院初年度の未収金に対する収納率は90.93%、29年度分が86.75%、30年度分に対する収納率が81.52%、令和元年度分に対する収納率が80.17%ということで、古い年度のものほど収納率は高くなってきている、これは当然古いんで取り込んできているということです。新しい年度の回収も引き続き進めるとともに、古い年度の分も未収金になることがないようにということで、これも回収も進めてまいりたいと考えております。

回収の具体的な話でございますが、現在も実施しております弁護士への回収委託、それに加えまして、職員によります電話による督促の強化でありますとか、戸別の訪問による督促調査などにも取り組んでいきたいということであったり、あるいは電子マネーなどキャッシュレス決済の拡大の検討などによりまして、未収金の発生を防ぐという取組も並行して強化してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○銭谷委員長

北委員。

○北委員

詳細にわたりありがとうございます。病院の未収金の回収も各自治体と同じような形にはなろうかと思えます。本当に様々な配慮が必要な患者様も多くいらっしゃるかと思いますが、今、未収金の率も聞かせていただきました。また、今、答弁の中に様々な、弁護士さんも含めて、職員さんが個別にという、電子マネーのお話をさせていただきました。本当

にデジタル化という部分の中では、評価をさせていただきたいと思いますし、後で一覧表をお示しいただけるということですので、例えば入院患者様、そして外来の患者様、そういう形での分けた形で資料というのは求めさせていただいてよろしいでしょうか。

○銭谷委員長

中川企業長。

○中川企業長

資料には記載しておりますので、後でお配りさせていただきます。

○銭谷委員長

よろしいですか。

○北委員

はい。

○銭谷委員長

ほかに質疑のある委員、いませんか。

ほかに質疑のある方はいませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

いないようですので、以上で質疑を打ち切りたいと思いますが、採決に入る前に資料のちょっと配付がありますので、しばらくお待ちください。

資料のほう、遅うなりますね。

○中川企業長

コピーを今、焼いていますので、焼き終わり次第配ります。

○銭谷委員長

資料、ちょっと遅れそうなので、採決に先に入りたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、採決に入ります。

お諮りいたします。

認第1号について、原案どおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

認第1号については、原案どおり認定することに決しました。

それでは、資料、後ほどになりますので、その後でもよろしく申し上げます。

(3) 令和元年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算について

①承第2号 令和2年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第1号）の専決処分の報告及び承認について

②承第3号 令和2年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及び承認について

③議第5号 令和2年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第3号）について

○銭谷委員長

次に、補正予算に係る議案を一括して審議します。

承第2号「令和2年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第1号）の専決処分の報告及び承認について」、承第3号「令和2年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及び承認について」、議第5号「令和2年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第3号）について」、理事者の説明を求めます。

藤井副企業長。

○藤井副企業長

では、令和2年度補正予算に係る議案、承第2号「令和2年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第1号）の専決処分の報告及び承認について」、承第3号「令和2年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及び承認について」、及び議第5号「令和2年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第3号）について」、御説明をいたします。

承第2号、承第3号は、新型コロナウイルス感染症対応のため、県・国の補正予算を受け、緊急に対応する必要から、補正予算第1号として4月28日に、さらに補正予算の第2号といたしまして7月3日の2度にわたり、専決処分により補正予算を計上したもので、地方自治法の規定により議会に報告し、協議を求めるものでございます。

また、議第5号につきましても、新型コロナウイルス感染症対応のため、県・国の補正予算等を受け、3度目の補正予算を提案させていただき、御審議いただくものでございます。

では、資料のA4判横の表紙が青いほうの資料でございます。総務委員会説明資料1ページ、青い資料でございます。総務委員会説明資料の1ページ、資料1をお願いします。

まず、補正予算第1号は、令和2年4月28日付で専決処分させていただきました。

収益的収支につきましては、ドライブスルー検査実施経費といたしまして、ドライブスルー方式でPCR検査を実施するための支出が375万2,000円、対します収入の県補助金が職員給与費充当分も含めまして505万5,000円となっております。

資本的収支につきましては、器械備品購入費といたしまして、人工呼吸器、人工心肺等の4,414万8,000円の支出、収入は全額、県補助金で同額の4,414万8,000円で計上いたしております。

続きまして、補正予算第2号は、令和2年7月3日付で専決処分させていただきました。

収益的収支でございますが、新型コロナウイルス感染症患者の入院病床の確保に対する補助といたしまして、4億362万1,000円の県補助金収入となります。また、新型コロナウイルス感染症対応職員の特殊勤務手当の支給に対する補助といたしまして、全額県補助金となり、収入・支出とも3,818万円で計上いたしております。合計で収入は全額県補助金で4億4,018万1,000円、支出は職員給与費の特殊勤務手当で3,818万円となります。

続きまして、次のページの補正予算案第3号について、説明をいたします。

次のページをお願いします。

収益的収支につきましては、収入で第2号で補正させていただきました新型コロナウイルス感染症患者の入院病床確保に対する補助金相当額4億362万1,000円を入院収益から減額をしております。8月実績までで既に医業収入は予算を大きく下回っておりますが、今後の減額幅の見極めがまだ流動的でありまして、現時点では補助金相当分の減額といたしました。

支出では、全額院内感染防止等に対する県補助金、ドライブスルー自主検査実施に対する県補助金を財源といたしまして、感染防止対策及びドライブスルー検査実施に係る諸般の経費を計上しております。

また、国から新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金といたしまして、職員ほか委託業者に対し、1億6,162万円、県民の皆様の寄附金による県の基金から新型コロナウイルス感染症医療従事者等激励金といたしまして、医療従事者等に対し240万円の合計1億6,402万円を公営企業の会計基準に則しまして、収入はその他特別利益とし

て、支出はその他特別損失といたしまして経常いたしております。

総計で病院事業収益として1億7,965万9,000円の減額補正、病院事業費用として2億1,577万2,000円の増額補正となります。

資本的収支につきましては、全額院内感染防止等に対する県補助金を財源といたしまして、今後必要となる感染防止対策に係る器械備品購入費5,000万円を計上しております。具体的には、新型コロナウイルス感染症患者用の血液浄化装置、生体情報モニタなどを予定をしております。

別とじのピンクの表紙のA3判横、令和2年第2回定例会議案説明資料2、議案資料の2、議案資料の3、及び議案資料5としまして、詳細な資料を添付をしております。また、A4判縦の令和2年第2回定例会提出議案の2、7ページ以下に補正予算第1号の予算書及び予算に関する説明書等、同じく23ページ以下に補正予算第2号の予算書及び予算に関する説明書等、78ページ以下に補正予算第3号の予算書、予算案、及び予算に関する説明書を添付をしておりますので、御参照願います。

補正予算に係る議案の説明は以上でございます。

○銭谷委員長

御苦労さまでした。理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

承第2号、承第3号、及び議第5号に関して、質疑のある委員は挙手をお願いします。

北委員。

○北委員

恐れ入ります。20ページの資本的収入のところなんですけれども、ここに建設改良費のところ、入院医療関係整備補助金、その下のほうに認可外保育設備感染拡大防止補助金とございます。これは、南奈良総合医療センターの中に認可外の保育をしていただいておりますので、その保育所に対する設備投資だと思います。

少し方向性が違うんですけれども、関連してお伺いしたいんですけれども、今、医療従事者、または認可外保育設備、南奈良総合医療センターの中にはレストラン、またはコンビニエンスストアがあるんですけれども、この器具備品の購入費というのは当然予算計上はなされているわけではありませんが、コロナ対策といたしまして、このレストランや補助のこの病院の中にある施設、レストランも含めて、それらに関しては独自で、やはりレストランを携わってくださっている方が、そのコロナに対する様々な施策をされるという、

お任せしているという状況なんですか。

○銭谷委員長

藤井副企業長。

○藤井副企業長

コンビニのほうはコンビニで対応されますけれども、レストランのほうは一応、企業団の建物でございますので、一応、企業団の費用で改修といいますか、対策はしております。具体的には、テーブルの仕切りであるとか、その辺は各事業の予算の中で感染対策ということで実施をしております。

○銭谷委員長

北委員。

○北委員

それでは、病院の中のカウンターであったりとか、様々な手だてをしてくださっておりますが、それらの一部としてレストランのテーブルも含めて感染対策をされているということに理解したらよろしいわけですね。

はい、分かりました。

○銭谷委員長

よろしいですか。

○北委員

はい。

○銭谷委員長

ほかに質疑のある委員はいませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

お諮りいたします。

承第2号、承第3号、及び議第5号について、原案どおり可決または承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

承第2号、承第3号、及び議第5号について、原案どおり可決または承認することに決しました。

中川企業長。

○中川企業長

先ほど、山口議員あるいは北議員から御指摘いただきました資料を配付させていただいて、若干、説明をさせていただきたいと思います。

(資料配付)

○銭谷委員長

藤井副企業長。

○藤井副企業長

まず、各構成団体の負担金の一覧表でございます。ちょっと非常に細かくて申し訳ないんですが、資料1と右肩に書いている分でございます。

まず、一番上、市町村の公債費負担金分といたしまして、6億6,500万円の内訳がそのとおりになっておりまして、金額の割合と、下に負担金の割合がございます。これは病院事業債に係る償還に対する充当を頂くものでございます。

②の部分、これは、運営に対する負担金でございます、これが1億円の分でございます。各負担額と負担割合、下のほうに書いてございます。

③番目は、その他の負担金ということで、交付税措置されます普通交付税及び特別交付税の算定額ということで、交付税のほう、頂く分でございます。それぞれ、額が右端に合計欄にあります金額になっておりまして、それぞれ市町村の内訳が表のとおりというところでございます。

それからもう1つのほうが、未収金の一覧表でございます。ちょっと数字が細かくて申し訳ないんですが、平成28年度開院当初から令和元年度までの未収金の一覧表でございます、表の上の小さいほうの表でございますが、先ほど説明いたしましたように、現在の未収金の残額が、上の表の右から3つ目ですね。未収金残高1,263万5,000円というこの数字になっております。収納率でいくと、84.601%というふうでございます、下側がそれぞれセグメント別ということで、各年度ごとの入院と外来の各病院ごと及び費用の合計というような構成になっております。

一番左端から28年度分としては、こんだけありまして、それが、右側に各年度ごとに幾らになっていっているかというふうな表になっております。最終の収納率としましては、

企業団全体でピンクのところ、90.93%と。それから、同じく29年度、30年度、元年度というふうな構成になっておりまして、細かい数字の一覧でございます。

以上です。

○銭谷委員長

よろしいですか。

山口委員。

○山口委員

分かります。

○銭谷委員長

よろしいですか。

○山口委員

はい。

○銭谷委員長

北委員。

○北委員

よく理解できました。

○銭谷委員長

よろしいですか。

資料について、また、ゆっくり見ておいてください。

(4) 条例改正に係る議案の審議について

①議第6号 南和広域医療企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

②議第7号 南和広域医療企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

③議第8号 南和広域医療企業団職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

④議第9号 南和広域医療企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

⑤議第10号 南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

○銭谷委員長

次に、条例改正に係る議案を一括して審議します。

議第6号「南和広域医療企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」、議第7号「南和広域医療企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について」、議第8号「南和広域医療企業団職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」、議第9号「南和広域医療企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」、議第10号「南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について」、理事者の説明を求めます。

藤井副企業長。

○藤井副企業長

それでは、条例改正議案、5議案につきまして、御説明をいたします。1月に設置を予定しております訪問看護ステーションに関する改正の1議案と、企業団職員に関する条例の改正の4議案になります。

またピンクのほうの表紙の資料です。議案説明資料に戻っていただきまして、10ページ、資料6、議案資料6をお願いします。ピンクの表紙のほうでございます。資料があちこちで申し訳ございませんが。

よろしいですか。

それでは、まず、「南和広域医療企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

これは、令和3年1月1日より、南和広域医療企業団に南奈良訪問看護ステーションを設置することに伴いまして、南和広域医療企業団病院事業の設置等に関する条例につきまして、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要は、病院の附属施設といたしまして、南奈良看護専門学校に加えて、南奈良訪問看護ステーションを新たに規定するものでございます。

なお、条例開始の施行日は、令和3年1月1日といたします。

続きまして、次のページ、資料11ページ、議案資料7、「南和広域医療企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

奈良県におきまして、懲戒処分の一つであります停職の期限の上限について見直しが行われ、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の改正が行われたところでございます。企業団におきましても、県の対応に準じ、同様の扱いとするため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、改正概要欄に記載のとおり、停職について、その職務期間の上限を6月から1年に引き上げるものでございます。

施行日は公布の日といたしますが、施行日前の法に対する停職については、従前の例によるものといたします。

続きまして、資料は12ページ、議案資料8、「南和広域医療企業団職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

奈良県におきまして、職員の服務の宣誓に関する条例が改正され、企業団におきましても、県の対応に準じ、同様の取扱いとするため所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、改正概要欄に記載のとおり、会計年度任用職員の服務の宣誓について、特例を求める旨の規定をするものでございます。

通常、新たに職員となった者に対して、その職務に従事する前に、宣誓書に署名することが条例により義務づけられているところですが、会計年度任用職員につきましては、年度ごとの任用であり、同一の職について前の任期について再度の任用が行われる場合については、前の任期における任用に際して行った服務の宣誓をもって、これを行ったものとみなす旨を別途、会計年度任用職員の任用、勤務条件、服務等に関する要綱に規定するものでございます。

施行日は公布の日といたします。

次に、資料13ページ、議案資料9をお願いします。

「南和広域医療企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

これは、本年4月からの会計年度任用職員に対し、給料を支給することになったことから、奈良県において、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の改正が行われ、当企業団においても、県の対応に準じ、南和広域医療企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例につきまして、所要の改正を行うものでございます。

改正概要といたしましては、給料を支給される非常勤の職員に係る補償基礎額の算定方

法について、地方公務員災害補償法に規定されている平均給与額の例により算定した額を基礎として企業長が定める額とする旨を規定いたしました。

なお、条例改正の施行日は公布の日からといたします。

続きまして、資料の14ページ、議案資料10でございます。

「南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の改正に伴いまして、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されることのないよう欠格事由から削除されたところでございます。企業団におきましても、関係事項の整理を行うため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、改正概要欄に記載のとおり、改正前の地方公務員法第16条第1項で規定されていた成年被後見人及び被保佐人に係る規定の内容を条例から消すものでございます。

施行日は公布の日といたします。

条例改正に係る議案の説明は以上でございます。

○銭谷委員長

御苦労さんです。理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

議第6号、議第7号、議第8号、議第9号、及び議第10号に関して、質疑のある委員は挙手をお願いします。

北委員。

○北委員

恐れ入ります。南和広域医療企業団設置等に関する条例の一部を改正する条例とあります。かねてから南奈良総合医療センターを拠点とする訪問看護ステーションの話につきましては、前回からお聞きをしております地域包括ケアシステムの構築に向けて、大変評価をするものです。そこで、ここに附属施設として、南奈良訪問看護ステーションを規定するとございます。

新旧対照表のほうなんですけれども、奈良県吉野郡大淀町、当然看護ステーションとありますが、例えばもう少し詳細に、今、資料を頂いたんですが、ここに載っているんでし

ようか。このステーションについての、令和3年1月1日から施行するに当たりまして、もう少し具体的な場所、内容、今お決まりの範囲で結構ですので、説明を求めます。

○銭谷委員長

中川企業長。

○中川企業長

御質問にお答えいたします。

また後ほど、本委員会で南和モデルと申しますか、その取組について御報告をしていただく中に、訪問看護ステーションも含めた資料を用意しておりますので、詳しくはそちらのほうで御説明をさせていただきますけれども、1点、場所の問題については、議員の先生方、救急のほうから入っていただくと、ちょっとよく見たら分かるんですけども、病院のほうへ入っていただく右手にもともと防災倉庫というか、倉庫があるんですけども、あそこを一部片づけまして、既にあそこで準備をしております、1月1日から当面、そちらのほうで訪問看護ステーションの場所としては使わせていただく予定をしております。詳しくは、後ほど、また訪問看護については御説明をさせていただきます。

○銭谷委員長

北委員。

○北委員

分かりました。先ほどの用紙にも報告ということで、南和モデルとありましたので、後ほど御説明をお伺いしたいと思います。

また、条例を本当に案件として出される以上は、やはり改正する条例の、この場所でやはり詳細な説明は重要だと考えます。

そこで、もう1点だけ少し確認なんですけど、これは12ページ、13ページなんですけれども、南奈良総合医療センター企業長とされて、今後のことだと思いますが、ここに企業長が別に定めることができることを決定されております。この13ページのほうにも定める額とする旨を規定されております。

企業長とされて、今回の改正する条例が提出されておりますけれども、具体的な企業長が定めることができますので、何か素案があったりとか、何か考えていらっしやったりとか、何か思いとして、方向性としてあられるからこそ、この文言が入っているんでしょうか。端的に伺います。

○銭谷委員長

中川企業長。

○中川企業長

額でありますとか、宣誓の様式というのは、県のほうで準拠してありますので、そこから逸脱するようなものではないんですけれども、会計年度任用職員につきましては、私の思いを少しだけお話させていただきますと、同一労働、同一賃金ということで、国のほうの旗揚げで、企業団のほうもこの4月から、それまでアルバイトという言い方をしてみたり、日々雇用職員という言い方をしてみたりという方を会計年度任用職員ということで、それまで賃金という言い方も給料ということで、ボーナスも支給させていただきますし、公務災害補償、それから共済のほうも加えて入っていただく、いわゆる職員と、そういう意味では同じレベルのところで行っていただくということで、そういう仕組みをこの4月から入れて、まだちょっと条例が遅れていましたので、ちょっと後づけになるんですけれども、こういう形にさせていただくと、それと同時に、この春に会計年度任用職員に新たになっていただく方、これまでの方も含めて、私のほうからぜひ仕組みも替え、名前も替え、ボーナスも出、一部退職金も出るんですけれども、なっておりますので、改めて研修をさせていただいて、職員と同じように頑張っていこうということで、研修させていただきました。ですので、企業団に入る職員につきましては、どういう形の職員であれ、チームの中で一緒になってやろうということで研修をさせていただいて、そういう形で企業団運営に当たっていただくということでお話をさせていただきました。それ、私の思いであります。

○銭谷委員長

北委員。

○北委員

特に12ページに関しましては、会計年度任用職員に関する特例とありました。県の対応に準じということも当然理解できるわけでありますけれども、この特例という部分の中では、本日、条例の今から議案が説明されまして採決になるわけでありますけれども、何か今日の段階でこの具体的に企業長が別に定めることができることとする旨を規定とありましたので、少し、今現在の方向性であったりとか、今、企業長申されましたのでよく分かりましたけれども、本日何か説明ができることがあるのかなと思いました。

じゃあ、今後、様々にこの規定されたことに伴いまして、条例が遅くなっていたということもございますけれども、また議会のほうに際しましては、そのような規定であったり

とか、定める額ということも踏まえて、またそのような報告も頂けると認識をしてよろしいでしょうか。違いますか。

○銭谷委員長

藤井副企業長。

○藤井副企業長

企業長が申しました会計年度任用職員のことにつきましては、進めているところでございますが、この条例に関しましては、これは宣誓からの条例ですので、ここで特例を組むというのは、要綱でもってその2回目の任用のときに宣誓をする必要がないということを決めるということですので、この条例に関してはいいますとそういうふうになっております。

○銭谷委員長

北委員、よろしいですか。

○北委員

大丈夫です。

○銭谷委員長

ほかに質疑のある委員はいませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

お諮りいたします。

議第6号、議第7号、議第8号、議第9号、及び議第10号について、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

議第6号、議第7号、議第8号、議第9号、及び議第10号については、原案どおり可決することに決しました。

**(5) 報第1号 南和広域医療企業団病院事業会計資金不足比率
の報告について**

○銭谷委員長

次に、報告第1号「南和広域医療企業団病院事業会計資金不足比率の報告について」、理事者の説明を求めます。

藤井副企業長。

○藤井副企業長

それでは、報第1号について、御説明をさせていただきます。

同じ資料、議案説明資料の15ページ、議案資料11をお願いします。

令和元年度の企業団決算に伴いまして、地方公共団体の健全化に関する法律第22条の定めにあります資金不足比率について、御報告させていただくものでございます。

まず、資金不足比率の概要でございますが、地方公共団体の長は毎年度公営企業ごとに資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、公表することになっておりまして、また、経営健全化の基準である資金不足比率が20%以上になった場合、経営健全化計画を作成し、毎年度実施状況を議会に報告し、公表することというふうに法律で規定をされております。

企業団におきまして、令和元年度決算に基づきまして計算いたしましたところ、資料の中ほど左側に算定式がございますが、ここに算定式に当てはめると、負債に対する資産、財源を当てはめると、足りないか足りているかというのが資金不足額でございます。資金不足額は欄にありますように△の19億7,800万ということで、資金不足がマイナスということは、資金不足が生じていないということでございます。

なお、令和2年第2回定例会提出議案の111ページから114ページに監査委員の意見書と報告書を添付しておりますので、御参照願います。

資金不足比率の報告についての説明は以上でございます。

○銭谷委員長

御苦労さんでした。理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

報第1号に関して、質疑のある委員は挙手をお願いします。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

報第1号は、先ほどの説明をもって、理事者より詳細な報告を受けましたことにより、報告受理といたします。

(6) 報第2号 専決処分の報告について(損害賠償額の決定)

○銭谷委員長

次に、報第2号「専決処分の報告について(損害賠償額の決定)」につき、理事者の説明を求めます。

藤井副企業長。

○藤井副企業長

報第2号「専決処分の報告について」について、説明をいたします。

同じ資料16ページの議案資料12をお願いします。

令和2年7月20日に和解合意を行う必要があるため、専決処分により、損害賠償の決定を行ったもので、地方自治法の規定により議会に報告するものでございます。

平成30年11月27日に南奈良総合医療センターで亡くなりました患者の御遺族3名の方から損害賠償請求に対しまして、早期に円満解決させるため、和解と損害賠償額の決定を行ったもので、損害賠償額1,700万円は全額を病院賠償責任保険で保険会社から申立人に直接支払いを行いました。

説明は以上でございます。

○銭谷委員長

理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

報第2号に関して、質疑のある委員は挙手をお願いします。

北委員。

○北委員

このことに対しましても、以前の専決の御説明とともにお聞きをしております。本日、今、説明をされましたが、今後の保険適用ということも説明も頂き、本日も聞かせていただきましたが、今後の病院としての対応、マニュアルも含めて、どのように事故防止に努めていくかという御説明がなかったように思いますが、いかがでしょうか。

○銭谷委員長

松本副企業長。

○松本副企業長

この事案につきましては、既に当院の医療安全の委員会におけます事故検討委員会で各

部門の関係者を集めて検討しております。再発予防につきましては、一定の見解として既に周知しておるところでございますが、一つには、ここは細かなことはちょっとあれですけれども、全体としては患者に対する対応の迅速に当たるために、それぞれのチーム医療をさらに充実させていくというのが基本的なところでございますが、その点で少し時間的なずれがございますとか、遅延があったということございましたので、それを予防するための方法を検討し、それぞれの部門に周知しておるところでございます。

○銭谷委員長

北委員。

○北委員

今、院長のほうから御説明を頂きました。ぜひ、様々な現状はあったかと思えます。ですが、このようなことというのは、やはり病院の信頼に資することでございますので、説明したいこと、状況はこうであったということはあろうかと思えますが、やはりどこまでも患者目線、または患者の御家族の目線に立ち、今、院長のほうから副企業長のほうから説明を頂きましたが、このようなことのないようにどうかよろしくお願いいたします。

○銭谷委員長

ほかに質疑のある委員、いませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

報第2号は、先ほどの説明をもって、理事者より詳細な報告を受けましたことにより、報告受理といたします。

◎2. 報告事項

(1) 令和2年度診療状況・収支状況・アクションプランについて

○銭谷委員長

続きまして、報告事項として「令和2年度診療状況・収支状況・アクションプランについて」、理事者の説明を求めます。

藤井副企業長。

○藤井副企業長

長くなっております。申し訳ございません。では、報告事項といたしまして、今年度、

「令和2年度の診療状況・収支状況・アクションプランについて」、御説明をさせていただきます。

資料は、青いほうの表紙の分、総務委員会説明資料をお願いします。3ページ、資料2をお願いします。

今年度4月から8月までの診療状況でございます。先ほど説明しましたように、4月以降、コロナの影響がかなり大きく出ております。

この資料のグラフは、前年度と今年度延べ患者数と一日当たりの患者数について、月別の推移を示したグラフです。棒グラフは延べ患者数で、青色が前年度、緑色が今年度、折れ線グラフは一日当たりの患者数で、オレンジ色が前年度、赤色が今年度となっています。また、グラフの下側は、4月から8月での患者数、診療単価について、前年と比較した表となっております。

まず、資料の上段、入院患者等の状況につきまして、4月から8月の累計比較の表、中ほどの小さいところですが、をごらんください。

南奈良総合医療センターでは、新型コロナウイルス感染症患者の入院病床確保などによりまして、病床稼働率は86.1%と80%台となっております。患者数は5月が大きく減少し、6月以降は徐々に増えつつありますが、各月とも前年度を下回っている状況でございます。

吉野病院では、病床稼働率が85.2%と80%台となり、患者数は5月以降前年度を下回り、五條病院では、病床稼働率が91.4%と前年度より向上し、患者数は前年度を上回っています。

診療単価と平均在院日数につきましては、3病院ともほぼ前年度並みというふうになっております。

次に、資料下の欄、外来患者数等の4月から8月の累計比較をごらんください。一番下の図案になります。

外来の延べ患者数は、外来の診療日数により増減をいたします。

南奈良総合医療センターでは、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、前年度と比べ減少しております。特に4月から5月にかけて前年度より大幅な減となりましたが、6月以降は患者数は回復しております。診療単価は、訪問診療の件数増などによりまして、前年度より向上しております。

吉野病院では、患者数は前年度を下回りましたが、診療単価は前年度よりも若干向上し、

五條病院では、患者数は前年度を上回り、診療単価も若干前年度より向上しております。

次のページ、4ページをお願いします。

救急搬送の状況でございます。

まず資料左上の救急車搬送患者数につきまして、この表は奈良県広域消防組合から提供していただいた情報を基に作成しております。

表中央部の黄色で着色している「南和地域計」の欄をごらんください。

南和地域の総搬送数は、前年度より388件減の1,713件となっております。そのうち南奈良総合医療センターでの受入数は1,146件で、南和地域の総搬送数に対する収容率では、前年度並みの66.9%となっております。全体の受入数についても、一番下の総計欄にございますが、1,347件となっております。南奈良総合医療センター以外の受入医療機関につきましては、資料記載のとおりでございます。

次に、資料下段のドクターヘリ出動・搬送状況では、4月から8月にかけての出動件数は前年度より49件減の159件で、うち南奈良総合医療センターへ搬送されたのは、前年より27件少ない36件となっております。南奈良総合医療センター以外の搬送医療機関としては、資料記載のとおりです。

次に、右側の表をごらんください。

救急患者全体の状況でございます。

ウォークインの救急患者も新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度に比べ減少しております。8月までの救急患者数は、前年より805人減の4,893人となっております。

続きまして、資料5ページ、資料3をお願いします。

4月から8月までの収支の状況でございます。

この表は、今年度、令和2年4月から令和2年8月までの収益的収支の状況を、前年度、令和元年度と比較して表しております。8月までの速報値として取りまとめたもので、収益は、後の還付やレセプト返戻など、費用のほうは請求が遅れていたもの等の支払い等によりまして、変更が生じることがございます。

表は、左から南奈良総合医療センター、吉野病院、五條病院とそして3病院の合計の企業団計となっております。それぞれ令和2年度、令和元年度の増減となっております。

右端、企業団計の欄をごらんください。

入院収益が、南奈良総合医療センターで新型コロナウイルス感染症患者のための病床確

保のため一般の入院病床を削減したことなどによりまして、前年度より約2億1,700万円、外来収益が、受診控え等による外来患者の減少などによりまして、前年度より約3,400万円の減少となっております。病院事業収益全体では前年度に比べまして約2億円の減少となっております。

費用では、診療収入の減少に伴いまして、材料費が前年度より減少しておりますが、会計年度任用職員の増員などによりまして、給与費が増加し、病院事業費用全体では、前年度に比べまして約7,300万円の増加となっております。

結果的に、下から4行目の純損益の欄でございますが、令和元年度より2億7,200万円のマイナス、約2億6,000万円の赤字というふうになっております。

今年度、今後の収支の見込みでございますが、8月までの赤字、約2億6,000万円に對しまして、県からの8月までの新型コロナウイルス感染症患者病床確保補助金、先ほど御説明いたしました、これが約8月までで1億7,000万円見込んでおりまして、これを2億6,000万円の赤字に充当しますと、結果的に約9,000万円の赤字というふうに8月までは見込んでおります。

新型コロナウイルス感染症の影響を主な要素とした今後の見込みでございますが、8月・9月につきましては、ほぼ前年並みに回復してきているというところから、今後の感染の拡大状況に、もちろんよりまずけれども、仮に新型コロナウイルス感染症患者の確保病床以外が今後前年度並みの収支で推移すると見込めば、確保病床後の空床によりまず減収については、県の病床確保補助金でほぼ収益が確保できると見込まれるために、全体としては大きな赤字にはならないなというふうに見込んでおります。

続きまして、次のページ、資料6ページ、資料4でございます。

令和2年度アクションプランということで、今年度も半期過ぎておりますけれども、年度当初からこのアクションプランによって取り組んでおります。

決算の状況、前年度この取組の成果などを踏まえまして作成した・・・でございます。

今年度の取組につきましては、「経営の安定化」、「働き方改革の推進」、「専門診療の充実」、「患者サービスの充実」、「人材の育成」、「地域包括ケアシステムの構築に向けた医療と介護の連携」の6つの項目でまとめております。

経営安定化の項目につきましては、収支状況の見える化や幹部職員の情報共有の徹底など、資料記載の取組によりまして、組織マネジメントを強化をしていきます。あるいは、在院日数の短縮でありますとかということによりまして、収益の確保を図ること、それから、

診療材料等の在庫管理の強化なども入れまして、費用の適正化を図ること、収益、医療の両面からの取組ということでございます。

次に、働き方改革の推進の項目につきましては、医師事務作業補助の組織化と資質の向上など、資料記載の取組によって、働き方改革を推進をします。

次のページをお願いします。こちらは、診療部門になります。

専門診療の充実の項目でございまして、資料記載のとおり、南奈良総合医療センター、吉野病院、それから五條病院のそれぞれにつきまして、それぞれの役割を見極めた上で専門診療の充実を図るということをしております。

それから、患者サービスの充実の項目、それから人材育成の項目ということで、それぞれ資料記載の項目に取り組んでいきたいというふうに考えております。

次のページをお願いします。

最後に、地域包括ケアシステム構築に向けた医療と介護の連携の項目につきましては、「介護予防・予防医療への支援」、「訪問看護・在宅医療の取組」、「へき地診療所の看護力強化への支援」、「地域の医療、訪問看護に対する支援」の各項目につきまして、記載の取組をしています。

「介護予防・予防医療への支援」、「訪問看護・在宅医療の取組」につきましては、具体的な取組を後ほど説明をさせていただきます。

今年度アクションプランの内容につきましては以上でございますが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響が大きい中、少しでも減収分を取り戻すため、アクションプランにかける取組を進めているところでございます。

説明は以上でございます。

○銭谷委員長

御苦労さまでした。理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

「令和2年度診療状況・収支状況・アクションプランについて」、質疑のある委員は挙手をお願いします。

北委員。

○北委員

少しシステムの内容をお聞かせいただきたいと思います。

7ページ、医療安全の強化、認知症等の離棟・離院の危険のある患者様の見守り可能な

システムの導入とございますけれども、このシステムの内容が少し説明を頂きたいなと思
いますけれども。

○銭谷委員長

松本副企業長。

○松本副企業長

失礼いたします。以前より、認知症患者の入院時に当たりましては、それぞれの認知症
のレベルを評価いたしまして、見守りを看護婦のほうで強化しておったわけがございます
けれども、時にやはり無断離院といえますか、病院から離れてしまうような方は時に発生
することがございました。そういったことを受けまして、まず、離院を予防するという意
味で、それを探知するシステムがございますので、それを導入いたしました。各病棟とそ
れから出入り口のところに設置いたしまして、離院したときにアラームが鳴るといよう
なシステムでございます。

それからもちろん、特に認知症患者の転倒転落といったこともございますので、そうい
ったためのいわゆるセンサーの設置であります。これは従来より行っておるところでござ
います。

主なところはそういったところでございます。

○銭谷委員長

北委員。

○北委員

分かりました。センサー等でございますね。認知症の対応としては、今、各自治体で見
守りのステッカーとか、様々なGPSとか、様々な自治体において対応がなされていると
ころです。病院という観点で、入り口、そういう部分にセンサーを、本当に様々な事情で
少しどこに行かれたかということは、このまちであったかと思えます。大変、これからは
認知症対策、入院されている方々の安全という意味ではお世話をおかけいたしますがよろ
しくお願ひしたいと思えます。

次に、五條病院さんのほうで、高齢フレイル（虚弱）患者に対する栄養・運動指導の強
化とあるんですが、少し、このフレイル、患者様に対する栄養・運動指導の強化という
ところで、オーラルフレイルの取組等も入っているんでしょうか。

○銭谷委員長

松本副企業長。

○松本副企業長

フレイルに対しましては、オーラルフレイルも含めまして、全般の虚弱の部分につきまして、できるだけ予防あるいは改善させるという意味でそれぞれ取り組んでおるところでございます。

そういった意味では、大変栄養面のサポートというところが、特に今、五條病院と挙げておりますけれども、このフレイル対策というのはまさに急性期の病院も同じことでございますし、五條・吉野も同じようなことでフレイル対策をしておるところでございます。

吉野病院なんかも摂食嚥下のところには強化をしております、誤嚥性肺炎予防の取組もしっかりやっておると、そんなところがございますし、口腔内につきましては、当院の場合は口腔外科外来がございますし、歯科衛生士がそれぞれ五條病院・吉野病院のほうにも行ってラウンドをして口内チェックを行うとかといったこともしておりますし、五條・吉野につきましては口腔外科がございませんので、周辺のクリニックとも連携して取り組んでおるとそういったところがございます。

○銭谷委員長

北委員。

○北委員

大変うれしいなと思っております。誤嚥性肺炎は、栄養の管理もそうですが、オーラルフレイル、今、院長のほうから、副企業長のほうから、歯科衛生士ということも言ってもらいました。専門的な方のやっぱり口腔のケアというのは、誤嚥性肺炎を防ぐものでありますし、高齢社会の中で虚弱、特に大きな要だと思えます。

御説明を聞いて大変よく分かりました。これからもどうか、このフレイルに対する、オーラルフレイルをよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

○銭谷委員長

山口委員。

○山口委員

4 ページの救急搬送状況でございます。

この南奈良総合医療センターは、救急車を断らない病院ということでスタートいたしました。数字的には、そういった面が出ておりませんが、その辺のいわゆる救急医療の部分が手いっぱいになっておって、救急車をよそへ回したというような事案があるかないか、またあればその辺の数、分かれば教えていただきたいと思えます。

○銭谷委員長

松本副企業長。

○松本副企業長

今、救急センターで救急搬送の、救急隊からの要請があって、応需した応需率でございますけれども、大体90%前後で推移しております、開院時にはなかなか90%行かなかったところもあったんですけれども、ほぼ90%のところに来ております。残り10%のお断りをした、お断りといいますか、受け入れられなかった理由といたしましては、一点はやはり、高稼働率でございますので、ベッドがなかなか用意できなかったといういわゆるベッド満床のこと、それから、救急隊からのオーダーといいますか依頼が、専門診療といいますか、専門診療を求められたというようなこともございまして、いわゆる専門外というようなことで、時間外にはお断りせざるをえなかったようなことがございました。

ちょっと今、数字的にはあれですけれども、もしあれでしたら統計は取っておりますし、それから最近は特に、今年度は先ほど申しましたベッド満床ということに何とか対応できないかということで、以前こちらでも説明させていただいたこともございますけれども、観察室を一晩使って、そこでお部屋が空いていないので観察室で一晩泊まっていたいで、泊まるといいますか観察させていただいて、翌日に空き次第ベッドに入院していただくと、そんな工夫もして何とかやっておるところでございます。

ただ、そう申しましても、なかなかやむを得ずお断りする理由もやはり存在しますので、できるだけその点はしっかりと、特に南和地域の救急については断らないようにということ徹底はしておるところではございます。

○山口委員

ありがとうございます。救急外来、私もお世話になったところでございますけれども、見ておりますとやはり患者さんがひっきりなしに、救急車もひっきりなしに来ておるといのは事実でございます。ただ、今、院長、おっしゃられたような、いわゆる断っているのが10%もあるという部分をやはりもう少し改善していただければありがたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○銭谷委員長

ほかにございませんか。

松田委員。

○松田委員

3 ページですが、南奈良、吉野病院ともに稼働率のほうが低下しているような状況ですが、五條病院のほうが病床稼働率は前年より向上しているというところでは、何かこの理由があるのかなということをお聞きしたいのと、その下に患者数は前年を下回り、診療単価は前年を上回るというところで、患者数が下回った場合、診療単価も下がるのかなと思うんですが、そこら辺の理由をお教えいただけたらと思います。

○銭谷委員長

中川企業長。

○中川企業長

まず五條病院なんですけれども、一昨年途中から療養病床を増やさせていただいています。昨年度につきましては、それが徐々に稼働率が上がってきているということで、これまで一年間ブランクがありましたので、外来もそうなんですけれども、入院患者については、そういう意味では少し稼働率が上がってきて、病床を増やしても上がってきているというのは、実績として少しずつ上がってきているということでございます。

それから、南奈良、吉野病院もそうなんですけれども、春にはコロナの影響で非常に入院、外来とも落ちたということでもあります。8月まではこういう形で来ておりますけれども、ちょっと直近でいきますと、こちら南奈良も吉野病院も外来等につきましては、ほぼほぼ前年並みなどころまで回復してきているのかな、ちょっと春から4月、5月、自粛も含めまして6月頃までこたえたなど、少しは残っていたのかなというのがあります。

単価につきましては、こちらちょっと専門的になるんですけれども、南奈良の場合は、DPCということで、急性期の病院で非常に加算の取れる内容の医療を展開していただいていますので、そういう意味では非常に高い単価、吉野病院等につきましても、五條病院につきましても、できるだけそこら辺を小まめに取って行って、若干単価アップにつながっているということでございます。

○銭谷委員長

松田委員、よろしいですか。

○松田委員

はい、ありがとうございます。

○銭谷委員長

ほかに。

松田委員。

○松田委員

すみません。五條病院のほうで療養病床数を増やしてということで、やっぱり吉野病院と比べたら五條のほうで範囲的には広いし、ニーズ的にも高いのかなということで、せやけど、こちらのほうの月間延べ患者数については低い、吉野病院と比べてというところで、ということでは、やっぱりニーズをもうちょっと把握して、そちらのほうはもうちょっと力を入れていかれるのかなというところが思ったんですねんけれど。

一応、以上です。

○銭谷委員長

中川企業長。

○中川企業長

五條病院につきましては、現在増床といたしますか、空き病床の抱えたままになっていきますので、増床について、できれば次年度どこかの時点で少し増やしていけるというめどを立てて検討中のごさいますして、人数も基本的には多うございますので、五條地域は。取り組んでいきたいなと思っています。

○松田委員

ありがとうございました。

○銭谷委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

(2) 南和広域医療企業団中期計画の評価について

○銭谷委員長

次に、「南和広域医療企業団中期計画の評価について」、理事者の説明を求めます。

藤井副企業長。

○藤井副企業長

それでは、「南和広域医療企業団中期計画の評価について」、説明をいたします。

同じ資料の9ページ、資料の5をお願いします。

平成29年2月に策定いたしました中期計画は、国で示されました新公立病院改革ガイドラインに従って、「地域医療構想を踏まえた3病院における医療提供体制充実に向けた

取組」、「再編直後における病院経営の安定と効率化に向けた数値目標の設定」を柱といたしまして計画をしております。

計画期間が平成29年度から令和2年度までの4年間となっております。現在、次期計画の策定について進めるところでございます。前年度までの実績について、現計画に対する評価を取りまとめましたので、御説明をいたします。

まず、収支計画と収支実績の比較であります。

再編直後で収支の実績数値のない状況での計画策定であったため、多くの項目につきまして計画値を下回っております。ただし、純損益につきましては、収入項目の計画値と実績値の差が、必須項目の計画値と実績値の差に比べて小さかったことから、結果的に黄色の行にありますとおり、純損益では計画値を上回っております。特に令和元年度におきましては、純損益は計画値を大幅に上回り、黒字決算ということでございました。

次のページをお願いします。

病床稼働率、入院単価、外来患者数、外来単価についての計画値との比較でございます。

グラフの表示につきましては、青の棒グラフが実績値、赤の折れ線グラフが計画値となっております。

この資料の中で、計画値の乖離が大きいのは、まず五條病院の外来患者数でございます。1年間休院の影響が大きく、リニューアルオープン直後も患者数が計画どおり伸びず、計画値を大きく下回りましたが、徐々にではあります。患者数は年々増えてきております。

次に、吉野病院の外来単価におきましては、乖離しておりますが、これについては2019年度に院外処方を導入したことによりまして、計画値を大きく下回ったという結果でございます。

そのほかの項目につきましては、資料をごらんください。

次のページをお願いします。

左側が、4疾病3事業等の医療提供体制充実に向けた主な取組についてでございます。

奈良県地域医療構想に掲げられました脳卒中、急性心筋梗塞、がん、糖尿病の4疾病と救急医療、周産期医療、小児救急医療の3事業に、在宅医療を加えた医療提供体制充実に向けた取組の実績でございます。

それぞれの取組実績の内容は、資料を御参照願います。

次に、資料右側は、病院経営の安定と効率化における目標達成に向けた取組実績でございます。

南奈良総合医療センターでは、2017年11月に地域医療支援病院の指定を受けたことによる入院診療単価の向上や平均在院日数の短縮など、吉野病院では、2016年11月より地域包括ケア病床の増床、五條病院では、2018年4月より医療療養病床の充実など、取組実績は資料記載のとおりでございます。

以上の実績を踏まえまして、来年度から次期中期計画につきましては、「企業団3病院の連携による効果的な医療の提供」、「持続可能な安定した経営基盤の確立」、「災害医療、感染症などへの積極的な対応」、「南和地域における地域包括ケアシステムの構築に向けて、市町村の取組を支援」、「企業団職員、地域の医療、介護職員などの人材の育成」という点を骨子といたしまして、計画策定を進めたいと考えております。

説明は以上でございます。

○銭谷委員長

御苦労さんです。理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

「南和広域医療企業団中期計画の評価について」、質疑のある委員は挙手をお願いします。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

(3) 南和地域の在宅医療・訪問看護体制の強化について

○銭谷委員長

次に、「南和地域の在宅医療・訪問看護体制の強化について」、理事者の説明を求めます。

藤井副企業長。

○藤井副企業長

続きまして、同じ資料の12ページ、資料の6をお願いいたします。

「南和地域の在宅医療・訪問看護体制の強化について」でございます。昨年度から取り組んでおります南和地域における地域包括ケアシステム構築に向けた医療と介護の連携「南和モデル」の取組の具体的な今年度の取組でございます。

まず、今年度の南奈良訪問看護ステーションの設置を中心としました南和地域の在宅医療・訪問看護体制の強化の取組でございますが、これは、南奈良総合医療センターの在宅

医療支援センター、訪問看護ステーション、吉野病院、五條病院が積極的な取組を行い、既存の地域の訪問看護ステーションとの協同・補完、また、地域の介護施設、各村のへき地診療所への支援・連携によりまして、南和地域全体に在宅医療・訪問看護ネットワークの構築を目指すもので、資料がそのイメージとなっております。

具体的には、左の赤枠で囲った内容でございますが、まず、企業団が主体となって取り組む内容が南奈良総合医療センター在宅医療支援センターによる医療ニーズが高い患者への訪問診療、南奈良訪問看護ステーションの設置、吉野病院・五條病院のみなし訪問看護と南奈良訪問ステーションの一体運用による訪問看護体制の強化でございます。

これらの取組を進める上で、一部運用を進めておりますが、地域の訪問看護ステーションやへき地診療所等のICTを活用した医療・介護情報共有システムを強化し、ICTを積極的に活用してまいります。

また、既存の地域の訪問看護ステーションとは連携を強化し、医療ニーズが高い患者への対応支援や相談などを通じて協同・補完するとともに、地域で活躍できる看護師などの教育と研修にも取り組めます。

へき地診療所におきましても、訪問看護体制が強化できるように、企業団看護師の派遣による看護師不在時の支援や研修等の実施によるへき地診療所看護師のスキルアップ支援、さらに地域の介護施設へも医療ニーズが高い利用者への訪問診療等による支援や人材育成にも取り組んでまいります。

南奈良総合医療センターに開設を予定しております訪問看護ステーションは、左の下の枠の中でございますが、『「地域で生きる」を支える』を基本理念に掲げまして、1月に開設を予定しております。令和4年度には、より地域の訪問看護体制の強化に取り組むため、機能強化型訪問看護ステーションへの移行を目標としております。

対象の地域は、当面は五條市、吉野町、大淀町、下市町、その周辺地域といたしますが、説明しましたような取組を進めまして、南和地域全体の訪問看護のネットワークの構築というところを目指しております。

なお、開設に当たりまして、収支としましては、現時点でみなし訪問看護として実施しておりますが、1月に訪問看護ステーションとして設置をいたしまして、各種加算等が取れるようになりますと、単価のアップと件数の増に努めまして黒字になるというふうに見込んでおります。

今後は地域の訪問看護ステーションとは、意見交換・協議の場を設置し、協同・補完関

係により、地域全体の体制強化を図るとともに、へき地診療とは、看護師の派遣等、支援体制を構築し、訪問看護体制も充実できるよう体制づくりを進めてまいります。

説明は以上でございます。

○銭谷委員長

御苦労さんです。理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

「南和地域の在宅医療・訪問看護体制の強化について」、質疑のある委員は挙手をお願いします。

松田委員。

○松田委員

訪問看護ステーションということでは、普通の一般の地域でされている訪問看護ステーションのほうとは、また、今、モデルということでは、また違った特色を持ってしていくのかな、先進的な訪問看護ステーションとして展開していくのかな、いわゆる医療面、例えば診療所であったりとか医療関係、または地域の訪問看護ステーションとの協同・補完ということを書かれていますけれど、そのこのところの特色をもう一度教えていただけるかなというところで、こちらのほうになぜ地域の住んでは、そういう必要な方を医療とそういう訪問看護とを結ぶケアマネとかがこちらのほうには書かれていないので、そういうところは抜けているのかなと思ったら、これは南和モデルやからそういう評価を図るために訪問看護ステーションや医療への支援をつながり強めていくためのものなのかなと思うので、そのこのところの特色をもう一度教えていただけますでしょうか。

○銭谷委員長

中川企業長。

○中川企業長

まず当面は、1月に設置をして、今現在もみなし訪問看護で行っているんですけども、まず南奈良から退院された方に対する在宅支援ということでスタートさせていただくということがスタートで、その後、次年度以降、最終的にはここに書いていますように、機能強化型の訪問看護ステーションということで、本来機能強化型ですので、人数も増やすということだけではなくて、ここに書いていますように地域のいろんな在宅関係に取り組みされている方に支援、もちろん他の訪問看護ステーションの支援と協同もそうですけれども、そういう形を描いていきたいということで、実は、昨年度から地域のケアマネジャーさん、

それから地域の診療所の看護師さん、あるいはへき地診療所の看護師さん、あるいは行政の方も含めて、いろいろディスカッションをしたり、少し訪問して事情を聞いたりしております。そういう方との協議を含めまして、どういう形でこの南のほうの訪問看護を含めた在宅支援が展開できるのかということと一緒に取り組んでいくと、企業団としてはその先頭に立って、医療面が中心になりますけれども、そこから支援・サポートしていく形を描いていきたいということで、まだ少しそういう意味では具体的な形はまだ見えていないんですけれども、もともとはこの地域は、南奈良も含めて地域のケアマネさんとか介護施設の方、在宅関係の先生方を含めて、比較的以前からコミュニケーション取っていただいている、そういう意味がありますので、その延長で少し御意見を頂いて進めていきたいと思っております。

○松田委員

ありがとうございます。

○銭谷委員長

よろしいですか。

○松田委員

はい、結構です。

○銭谷委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

(4) 市町村が実施する一次支援に対する医療面でのサポートについて

○銭谷委員長

次に、「市町村が実施する一次支援に対する医療面でのサポートについて」、理事者の説明を求めます。

藤井副企業長。

○藤井副企業長

続きまして、資料13ページ、資料7をお願いします。

「市町村が実施いたします一次支援に対する医療面でのサポートについて」でございま

すが、具体的には、企業団の医療専門職、まずはリハビリ職、理学療法士の市町村が実施する介護・介護予防・健康づくり事業等への派遣による支援の取組でございます。

地域の介護・介護予防・健康づくり事業と連携し、医療面から職員のスキルアップ、アドバイスや気軽に相談できる機会を確保するものでございます。

派遣の事業の例といたしまして、中ほどの表にありますように、想定しておりますのは、市町村等が実施されておりますデイサービスや訪問介護事業に医療専門職を派遣し、看護職や介護士などのスタッフに専門的な視点でのアドバイス・指導を行うことや、地域住民の自主活動の場でありますサロンや体操教室などに医療専門職を派遣し、アドバイス・指導を行うこと、また、医療専門職が地域ケア会議等に定期的に参加し、情報の共有・アドバイスをを行うことなどを想定をしております。

具体的なスキルとしましては、左の下にありますますが、当面は月一回程度、役場や診療所、公共施設等、実際の事業の現場へ派遣し、派遣の実費等の幾らかの利用負担を財源を介護事業、あるいは介護予防事業を活用してできるんじゃないかということで検討をしているところでございます。

企業団のスタッフとの関係もありますけれども、派遣回数が増でありましたり、それから先ほどもオーラルフレイルの話もありましたが、派遣職種を歯科衛生士や栄養士等に拡大するという含めて検討はしてまいりたいというふうに考えております。

本年度来月からになりますけれども、企業団からの距離でありますとか、村での事業規模等から、黒滝村さんのほうにお願いいたしまして、モデル事業を開始したいというふうに考えております。年度末には効果の検証と事業効果の評価によりまして、課題を整理し、また各市町村の御意見も聞きながら、来年度以降の本格実施につなげたいというふうに考えております。

説明は以上です。

○銭谷委員長

御苦労さんでした。理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

「市町村が実施する一次支援に対する医療面でのサポートについて」、質疑のある委員は挙手をお願いします。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ 3. その他

○ 銭谷委員長

続きまして、この機会に何かございますか。発言する委員は挙手をお願いいたします。

和田委員。

○ 和田委員

すみません、単純な質問なんですけれど、コロナになると、重症患者みたいなことでお世話にならなあかんと思いますけれども、先ほど予算のところ質問したらよかったんですけども、ECMOは何台あって、実際に使ったことのあるのか、それで使ったからどうなったんだというの。

○ 銭谷委員長

松本副企業長。

○ 松本副企業長

今回、県からの補助金を頂いた上でECMOを1台購入しております。実際、コロナ患者に対する重症例のECMO、あるいは人工呼吸器等の必要な重症例については、基本的には当院の場合は奈良医大のほうにお願いするという形には取っておりますけれども、そういった意味でECMOを使用したことはございません。別の疾患でそのECMOを使用したということはございましたけれども、コロナ患者ではまだ使用はしていません。

ただ、やはり今後、重症例が増えてきたりいたしますと、当然、奈良医大のほうもかなり対応が難しくなったりとかということがございますので、当院も一定、重症例にも対応できる体制を組むということで、そのECMOの研修なんかも既にスタッフのほうにはさせておるところでございます。

以上です。

○ 和田委員

ありがとうございます。

○ 銭谷委員長

よろしいですか。

○ 和田委員

はい。

○ 銭谷委員長

ほかに。

松田委員。

○松田委員

6 ページ、令和 2 年度アクションプランのところを聞き忘れてすみません。南奈良総合医療センターのほうでクリニカルパスの充実により医療の標準化となっておりますが、こちらのほうがクリニカルパス、どのような充実を起こすことで、収益の確保につなげていけるのかというところを少し教えていただけたらと思います。

○銭谷委員長

松本副企業長。

○松本副企業長

当院は開院以来、クリニカルパスを積極的に進めて、それぞれの疾患につきまして、かなりのクリニカルパスの情報をつくっておるところでございます。特に予定入院の方でありますとか、術前、あるいは検査のパスということで、入院のときに当たってパスを運用しているというところがございます。

当然のことながら、在院日数を短縮することで単価アップを図るという意味で、適正な入院日数を想定するとともに、そこに使います薬剤でございますとか、薬剤の使用量につきましても、一定、検証しながら費用面においても節減できるようなことを入れながらパスをまた改修したりとかというようなことでやっているところがございます。

そういった意味でできるだけ多くのパスをと思うんですけども、なかなか疾患によって構築しにくいパスもございますので、そういった意味では先ほど申しましたような典型的なパスをしっかりと運用していくというところがございます。

○松田委員

ありがとうございます。

○銭谷委員長

ほかに。

小西委員。

○小西委員

私が、1 つだけなんですけれども、先日、第 1 回目のコロナの対応に対応される先生方とか看護婦の方とか、なかなか選びにくいんですよ。誰々なってくださいというの言いにくいのを、それを名指しするというか、担当された方、この方は大変、お金では代え

られない、24時間心の中に何か闘わなければいけないということで、そのストレスもあると思うんですね。

それに対しての病院の院長というのか、こちらからのお礼というんですか、どういうふうにいうたらいいのかな、感謝というんか、何かそういったことを、よくやってくれましたねという何か一言でもあったのかなと。

それと、また今後、第2弾としてこれから寒くなりますので、そういったことに対しての一年の締めくくり、よく頑張りましたね、またこれからもよろしくお願いねという、お声かけでも一つあれば、人と人というのは声ですので、ぜひともそういった声をかけていただけているのか、これからもかけていただけたらなというのと、当然この委員皆さんもそういった気持ちもございますので、どこかでそんなことを担当された方に声をかければこの病院もすごく盛り上がるというのか、みんなで助けていこうということで思いますので、その辺のところをちょっとコメントを頂きたいと思います。

○銭谷委員長

松本副企業長。

○松本副企業長

コロナの対応につきましては、奈良県で最初に出た方もございましたけれども、2月の発症早期のときからコロナに対するまず、職員にコロナというものの周知と、それから感染対策を随分研修を重ねました。そうこうするうちに、4月9日に第1例目が当院に入院いたしました。そういったことで、本当に感染対策につきましては、徹底しながらそれぞれの診療、あるいは看護に当たっていただいているというところがございますけれども、4月のその第1例目の入院のときから、当時は毎日のように感染対策本部会議というのを開きまして、それぞれの部門から出ていただいて、情報共有しながら感染対策をしていったというところがございますし、もちろん、病院といたしましても当初、職員に対して、医療者に対しましてやはりいろんな差別的なことがございましたりでありますとか、ストレスもございますので、早々に病院の官舎を用意して、宿泊対応もできるような形も用意いたしましたし、私自身ももちろんラウンドしておりますので、その都度現場での声かけもしておるといったところで対応しておるところでございます。

また、なかなか職員のストレスというのをできるだけ早期に察知する必要がありますし、それから、職員の家族背景でございますとか、個人的な要因もできるだけ拾い上げて、早期に必要なとあらば配置転換をしたりとかというようなこともしながらここまで来ておると

ころでございます。

一応、我々特に公立病院でございますので、最前線でコロナに対応していこうということをもって医療者、全員一丸となってやらせていただいております。

それでよろしゅうございますでしょうか。

○銭谷委員長

よろしいですか。

ほかに何かございませんか。

理事者側から何かございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ないようですので、以上でその他事項の質疑等を打ち切ります。

◎審議終了

○銭谷委員長

以上をもちまして、本日の当委員会で予定していました事項の全てについて、審議が終了いたしました。

◎継続審査申出

○銭谷委員長

続きまして、会議規則第67条の規定により、閉会中の継続審査事項として、企業団規約第4条に定める企業団の共同処理する事務全般について、議長に申し出たいと思います。

その理由としては、前回と同様に、業務等の進捗に応じた理事者側からの報告事項等について、当委員会で審議するためであります。

お諮りいたします。

当委員会の閉会中の継続審査事項として、企業団規約第4条に定める企業団の共同処理する事務全般について、議長に申し出ることにより御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

当委員会での閉会中の継続審査事項として、企業団規約第4条に定める企業団の共同処理する事務全般について、議長に申し出ることにより決しました。

◎委員長報告

次に、本会議において、当委員会での審査の経過と結果につきまして、委員長報告を行うことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

当委員会での審査の経過と結果につきまして、本会議で委員長報告を行うこととします。議長のお取り計らいをお願いします。

委員長報告の内容につきましては、私に一任でお願いしたいのですが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

審議内容をまとめて作文している時間がないので、ふできな面は御容赦いただきますようお願いいたします。

◎閉会宣告

○銭谷委員長

最後になりましたが、委員各位の御協力によりまして、円滑に審議を進行することができましたことを感謝申し上げます。

これを持ちまして、総務委員会を閉会いたします。御苦労さんでございました。

閉会 午後 4時 22分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

令和2年10月30日

委員 長 錢 谷 春 樹

署 名 委 員 脇 坂 博

署 名 委 員 別 所 誠 司